

「東京都昇降機等定期検査報告実務マニュアル 2024 年版」 正誤表

令和 7 年 1 月 20 日現在

該当頁	該当箇所	誤	正 (訂正等の箇所に下線)
259	三(一)中間部 ・(ろ)検査事項	ハンドレール駆動装置摺動部の摩耗の 状況(狭圧式のものに限る。)	ハンドレール駆動装置摺動部の摩耗の状 況( <u>挟圧式のものに限る。</u> )
370	上から 15 行目	令第 129 条第 2 項	令第 <u>128 条の 7</u> 第 2 項
370	上から 18 行目	平成 12 年建設省告示第 1400 号第 15 号	平成 12 年建設省告示第 1400 号第 <u>16</u> 号
370	下から 1 行目	(追記)	<u>附則(令和 6 年国土交通省告示第 221 号 この告示は、脱炭素社会の実現に資す るための建築物のエネルギー消費性能の 向上に関する法律等の一部を改正する法 律(令和 4 年法律第 69 号)附則第 1 条 第 4 号に掲げる規定の施行の日(令和 6 年 4 月 1 日)から施行する。</u>